

名古屋市告示第498号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年10月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
佐伯歯科医院	名古屋市昭和区広見町 6丁目63番地	令和 7年 9月 4日

2 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護にじいろ	名古屋市守山区八剣一丁目 303番地	令和 7年 8月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課